

押印省略に係るQ&A

番号	質問	回答
対象		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	見積書・納品書・完了届です。
2	いつ提出したのから押印を省略できますか。	見積書：見積日が令和8年1月1日以降のもの 納品書及び完了届：納品日（完了日）が令和8年9月1日以降のもの
3	番号2の回答の日付以降であれば、全て押印省略の対象となりますか。	対象となります。
4	これまでどおり、押印した書類も区で受理されるのでしょうか。	押印した書類も引き続き受け付けます。
様式		
5	見積書は、区で定めた様式があるのですか？	以下の江戸川区HPに様式を掲載しておりますが、必要事項が記載されていれば任意の様式で構いません。 トップページ＞しごと・産業＞入札・契約情報＞各種様式・用紙＞物品・工事共通
6	見積書の様式を特に指定されていない場合は、どうすればよいですか？	見積日、見積書の有効期限、品名または件名、単価、数量、金額、事業者名称・代表者氏名、住所、書類提出日などを記載していれば、任意の様式で構いません。
7	納品書及び完了届は区で定めた様式があるのですか？	契約（発注）時に契約担当者よりお渡しいたします。エクセルの様式を江戸川区HPに掲載しておりますので、必要に応じてお使いください。
発行責任者及び担当者		
7	押印を省略して提出します。 「発行責任者及び担当者」欄はどのように記載すればよいでしょうか。	「発行責任者の役職・氏名・連絡先」と「担当者の所属部署・氏名・連絡先」を必ず記載してください。なお、発行責任者と担当者が同一人物でも構いませんが、「同上（同左）」と記載するなど、同一人物であることが分かるようにしてください。空欄の場合は無効となります。 記載された連絡先に対し、必要に応じて担当課から連絡させていただくことがあります。
8	「発行責任者」「担当者」とはどのような人ですか。	発行責任者は、法人の場合、当該案件を取り扱う部門の長などが想定されますが、役職にかかわらず請求書の発行にあたって責任を有する者を指します（個人事業主の場合は本人です）。 担当者は、当該案件の請求書を作成するなど所属する会社の事務担当者が想定されます。 なお、発行責任者と担当者が同一人物でも構いませんが、「同上（同左）」と記載するなど、同一人物であることが分かるようにしてください。 空欄の場合は無効となります。
9	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「発行責任者の役職・氏名・連絡先」を記載し、「担当者」欄には同上（同左）と記載してください。
10	個人商店などで、代表者と「発行責任者」「担当者」が全て同一人物の場合は、「発行責任者の役職・氏名・連絡先」と「担当者の所属部署・氏名・連絡先」を記載しなくてもよいですか。	「発行責任者の役職・氏名・連絡先」と「担当者の所属部署・氏名・連絡先」の記載は、押印の代替措置であることから全て同一人物であっても必須となります。担当者欄については、同上（同左）などと記載をしてください。 空欄の場合は、無効となります。
11	発行責任者や担当者の氏名について、苗字のみでも良いですか。	フルネームの記載が必要です。
12	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも可能です。
13	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	見積書に不明な点があった場合に、直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難であるなど、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。
提出方法		
14	メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
15	電子メール、FAXで提出してもよいですか。	押印省略をした書類であれば可能です。 ただし、内容が鮮明に読み取れるものに限りです。 送信先のメールアドレスやFAX番号については、提出先所属担当課にご確認願います。なお、電子メールで提出される場合は必ずPDF形式としてください。
16	押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された書類の取扱いに変更はありません。 必ず原本を提出してください。
17	押印を省略した書類は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合は、電子メール・FAXのほか、郵送や持参による提出もできます。
18	押印した書類をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合、「発行責任者の役職・氏名・連絡先」と「担当者の所属部署・氏名・連絡先」は記載しなくてもよいですか。	電子メールとFAXでご提出いただく場合は、印影の有無に関わらず、「発行責任者の役職及び担当者の所属部署、氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要になります。
その他		
19	区様式の氏名欄の後ろに押印欄（@）があります。 この様式を使って提出する場合、押印する必要がありますか。	押印省略の対象となりますので、「発行責任者の役職・氏名・連絡先」と「担当者の所属部署・氏名・連絡先」を見積書下部に記載する場合は押印不要となります。
20	2ページ以上にわたる場合、各ページの見開き部分や袋とじ部分への押印も省略できますか。	以下の①②どちらかの要件を満たしていれば、押印を省略できます。 ①全ページに同一の任意の番号が付されている。 ②「1/2ページ」のように、各ページ番号と総ページ数が付されている。
21	提出後に誤字に気が付きました。どうすればよいですか。	従来と変わらず、改めて訂正後の書類を提出していただく必要があります。